

むつ市議会第219回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成26年3月10日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）14番 浅 利 竹二郎 議員

（2）23番 菊 池 光 弘 議員

（3）8番 佐 賀 英 生 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島		進	公営企業 管 理 者	遠	藤	雪	夫
代 表 員 監 査 委 員	阿	部		昇	選 挙 管 理 会 長 委 員	畑	中	政	勝
農 業 会 員 委 員 長	立	花	順	一	総 務 政 策 長 部	伊	藤	道	郎
財 務 部 長	石	野		了	民 生 部 長	松	尾	秀	一
保 健 福 祉 部 部 長	花	山	俊	春	経 済 部 長	澤	谷	松	夫
建 設 部 長	鏡	谷		晃	川 内 庁 舎 長 所	松	本	大	志
大 畑 庁 舎 長 所	畑	中	恒	治	協 野 野 舎 所 長 庁 野 野 舎 所 長 協 野 野 舎 所 長 庁 野 野 舎 所 長 野 野 舎 所 長 野 野 舎 所 長 野 野 舎 所 長	猪	口	和	則
会 管 総 政 理 出 納 室 長	鹿	内		徹	選 挙 管 理 会 長 委 員 局	氣	田	憲	彦

監事	委員	局長	星	久	南	農委事務	局長	山	口	勝	美
教育	部長	部長	奥	川	清次郎	農委事務	局長	齊	藤	鐘	司
總政推	策進	務部策監	高	橋	聖	公局下部	部長	柳	谷	孝	志
民政推	生進	部策監	竹	山	清	財政推	部策監	杉	山	重	行
保福政推	祉進	健部策監	古	川	俊	民副市又課	部事民ツ長	掛	端	正	広
保福副介課	祉理福護	健部事社長	井	田	敦	保福副兒課	健部事家庭長	吉	田		正
建副土	設理課	部事長	下	山	房	建政推	部策監	小	鳥	孝	之
總政總	策務課	務部長	川	西	伸	教委事政推	育会局策監	村	田		尚
財財	務政課	部長	氏	家	剛	總政防課	務部策長	木	村	善	弘
民環課	生政課	部策長	東		雄	財管	部長	鷺	岳	彰	丸
民市又總	生一ツ主	部民課幹	樋	山	政	民環政總	部境課幹	赤	田	貴	生
建土總	設木主	部課幹	佐	藤	節	保福健課	健部進長	松	宮	康	則
教委事總	員務主	育会局課幹	高	杉	俊	教委事總	育会局長	山	崎	正	春
						教委事中公總	育会局央館幹				

総政総主
策務
務部課幹
生部民課査
ポーツ主査
市民入主

中 村 智 郎
加 藤 昭 広

総政総主
策務
務部課幹
務部課査
総政総主

杉 澤 一 徳
栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局長
主 幹
主 査

柳 田 諭
佐 藤 孝 悦
村 口 一 也

次 長
主 任 主 査
主 事

濱 田 賢 一
小 林 睦 子
山 本 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、浅利竹二郎議員、菊池光弘議員、佐賀英生議員の一般質問を行います。

◎浅利竹二郎議員

○議長（山本留義） まず、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。14番浅利竹二郎議員。

（14番 浅利竹二郎議員登壇）

○14番（浅利竹二郎） むつ市民の皆様、おはようございます。ただいま山本議長よりご指名をいただきました自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第219回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。市長並びに理事者各位におかれては、簡潔明瞭なるご答弁をお願いいたします。

さて、3年前のあす、3月11日午後2時46分、あの忌まわしい東日本大震災が発生、日本がとまった日でもあります。被災してから3年を経た今、住みなれた土地を捨て、集団移転を余儀なくされる地区、除染作業のおくれから、立ち入り解除のないまま仮住まいの人々等がたくさん存在する地区等、復興復旧いまだ道半ばという状況にあります。

被害の概要はといいますと、警察庁等の最新情報によるところでは、死者1万5,884名、行方不明者2,636名、家屋の全半壊、流出約40万戸と、まことに悲惨で、目を覆いたくなる大惨事でありました。震災から3年目を迎えるに当たり、復興復旧の様子等を現地情報が盛んにマスコミ報道されております。生存した人々は、家族、友人、知人、または集落ごと消滅するという痛ましい事態に遭遇したわけであります。肉親等や住みなれた故郷も失い、日々深い悲しみの中におり、我々もそのことに思いをいたす必要があります。去る者は日々に疎しとか言いますが、我々はあの忌まわしい震災を過去のものとして捉え、後世の人々に語り継がなければなりません。

さて、暗い話から明るい話題に転じますと、ソチオリンピックがあります。男子フィギュア金メダリストの19歳、羽生結弦選手を初めスノーボードの銀メダル、15歳、平野歩夢選手等、10代若手選手の台頭、活躍が著しいソチオリンピックでありました。その中であって、男子ジャンプ銀メダルの41歳、葛西紀明選手、ジャンプでの表彰台に上った最年長記録ということではありますが、これなどは金メダルにも匹敵する偉大な成績でありましょう。

2020年の東京オリンピックにおいても、若手、ベテランが、その持ち味を十分に発揮し、日本の国威発揚に貢献してくれるものと今から期待する

ものであります。

私は、このような社会認識のうえに立ち、市民生活にかかわる喫緊の課題3項目7点につき一般質問をさせていただきます。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、高齢化社会での思いやりについてであります。質問の第1に、高齢化社会での思いやりを取り上げた理由としましては、宮下市政が目指すところの「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」のやすらぎとは、市民の心に宿るお年寄りや隣人への思いやり、いたわりを指すのではないかと考えたからであり、そのことにつき日ごろ感じているままに述べさせていただきます。

世の中の社会システムは日進月歩、目まぐるしく変化、発展しています。全てがデジタル化、コンピューター化し、随分便利になりました。テレビは、ある日を境に一斉にデジタル放送に切りかわりましたし、パソコンや携帯電話をいじれば、瞬時に最新情報も入手できる時代です。

さて、反面、アナログ世代と言われる高齢者の人々は、科学の進展、恩恵に追いついていけないのが現実であります。宮下市政、斬新なアイデアで行政のPRに努めていますが、平成25年度第2回むつ市民満足度調査報告書の自由記述欄には、設問の内容そのものを初めて知ったとの記述が散見されており、ホームページ等にアクセスできる市民の範囲は限定されることを物語っています。このことは、ほんの一例ですが、社会の進歩に追いつけない高齢者等が存在することは事実で、その人たちへの思いやりも行政の課題であると考えます。

次は、むつ市政だよりにむつ市老人クラブ連合会が老人憩の家で毎月実施している生きがいサークルの日程が掲載されております。お花教室、踊り教室、お茶教室、着つけ教室等多種多彩、ほとんど毎日何らかのサークルが利用していますが、

参加している方々はある程度高齢の女性の方が多いようであります。

そこで問題になるのがトイレであります。市内3カ所にある老人憩の家のトイレのほとんどが和式で、バリアフリー化していないところから、一度しゃがむと立ち上がるのに難渋する、いわゆる利用者はそういう年代の方が多いのであります。一般家庭の多くは洋式トイレに切りかわっている昨今、ウォシュレットトイレは常識であります。老人憩の家と位置づけている施設ならなおさらのこと、思いやりが必要と考えます。

さて、話がかわって市内の銭湯、公衆浴場の行く末であります。燃料高騰や入浴者の減少で、以前はかなりの銭湯が営業したものの、現在では田名部地区2軒、大畑地区2軒の計4軒となつてしまいました。銭湯、公衆浴場については、平成16年法律第32号公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律で、第4条、活用についての配慮等として、「国及び地方公共団体は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならない」と規定しています。家庭の個人風呂が普及し、従前のように銭湯を利用する客も減少したことは否めませんが、この法律で住民相互の交流の促進等と強調してありますように、高齢者等が歩いて通えるコミュニティの拠点として銭湯の役割は無視できないものがあります。このことは、高齢者世代の思いやりにも深くかかわることであり、銭湯の存続が求められるところであります。

以上、高齢者社会の現状を認識したうえで、次の3点につきお伺いいたします。

デジタル化が進み、便利な世の中になった反面、社会の進歩に追いつけない高齢者等への配慮につ

いて。2、老人憩の家の衛生環境、トイレを使用者、高齢者等に優しい方式に改善することについて。3、コミュニティの拠点としての役割を担う銭湯の存続についての3点であります。

質問の第2は、合併自治体の支所費支援の報道に関連してであります。今年1月21日の新聞紙面に、総務省は20日、平成の大合併で誕生した市町村を支援するため、合併自治体が設置している支所、むつ市の場合は分庁舎でありましようか、の運営費を財政支援すると発表したと報じています。平成の大合併のかけ声のもと、平成17年3月、むつ市、大畑町、川内町及び脇野沢村の1市2町1村による合併が成立、現在に至っているところであります。合併時の経緯を見ますと、各自自治体が単独では立ち行かなくなる財政状況のもと、財政健全化法の成立を間近に控え、政府のあめとむちに揺さぶられながら、引くも地獄進むも地獄の中での選択だったと認識しております。

さて、合併のあめの部分で言えば、自治体が合併後10年間発行する債権、借金であります。は事業費の95%に充てることができ、その借金の7割は国が負担してくれるという合併特例債があります。また、それ以前にも過疎対策法等で過疎地域の自立を支援する法律があり、現在も延長、継続されてはいます。しかしながら、衰退する旧合併町村地域を見るにつけ、合併のあめの部分が本当に生かされてきたのだろうかという疑問も生じます。

合併から8年、合併効果の期待もむなしく、旧合併町村の衰退、疲弊は加速するばかりであります。しかし、このような状況はむつ市に限ったことではなく、合併時の中心自治体への一極集中化傾向は全国的な現象でもあり、今後も加速することは否めません。

今回政府がとった措置としては、合併自治体の重荷になっている本庁舎から離れた場所に設置し

ている支所運営費の財政支援を行い、窓口サービスや地域振興を図るとしてあります。このことは、政府として合併自治体の中でも旧合併町村地域の衰退が著しいことに対する危機感のあらわれとも受け取ることができますが、果たしてどの程度の効果が期待できるでありましようか。人口減少に歯どめがかからないむつ市の旧合併町村の中には、現時点で市内の1町内会程度までに人口が減少している地域があることから、支所、分庁舎機能の存続意義についても検討せざるを得ない事態も生じかねません。

合併時の地域住民にひとしく行政サービスをとの理念も、現実としては困難になりつつある現状を認識したうえで、次の2点につきお伺いいたします。

平成の大合併時点で旧町村に支所を設置した自治体に平成26年度から支所運営費を財政支援するとの報道の詳細について。2、合併町村に対してこれまで施策として行ってきた地域振興、活性化対策及び今後とり得る施策の方向性についての2点であります。

質問の第3は、むつ市が管理する河川についてであります。昨今全世界的気候変動で、局地的ゲリラ豪雨、集中豪雨が多発しています。それに伴う河川の氾濫により各地で大きな被害が起きていることは周知のとおりであります。特に最近、温暖化の影響によって、東北、北海道の気温が上昇傾向にあり、そのことに関連してからか、災害も北上傾向にあります。このことから、従来の災害からは想像もできない事象が各地で生起しております。

さて、むつ市を流れる各種河川を見てみますと、2級河川が12水系あり、流路延長の最長は川内川で27キロメートル、次いで田名部川の24キロメートルと続き、その他は10キロメートル前後の河川であります。2級河川は、県知事の管理になって

いるところから、それなりに河川整備が行われてきた経緯が見受けられますものの、市が管理する河川についてはどのように整備されてきたのでありましょうか。昨今の異常気象が生起するたびに、小規模河川といえども整備の必要性を危惧するものであります。

これらの認識のうえで、次の2点につきお伺いいたします。

1、近年多発するゲリラ豪雨等の異常気象に備えるための河川整備について、2、むつ市が管理する河川の整備計画についての2点であります。

以上、壇上から質問いたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、高齢化社会での思いやりについての1点目、デジタル化が進み、便利な世の中になった反面、社会の進歩に追いつけない高齢者等への配慮についてであります。市からの行政情報の提供につきましては、市政だよりを初めとする各種のお知らせ刊行物、エフエムアジュール放送、職員が市民の集会等に出向いて直接お話しする出前講座などのほか、インターネットの一般普及率の増大に伴い、ホームページ、ツイッター、フェイスブックなどの広報媒体を利活用しているところがあります。また、緊急時においても情報が確実に届くように防災行政用無線を利用して市内全域に一斉呼びかけを行っております。これらの広報媒体については、おのおのメリットや特徴があることから、多様化する市民ニーズに合わせて的確な広報ツールにより、より多くの市民の皆様へ情報が伝わるように努めているところであります。

インターネットの利用につきまして、総務省の通信利用動向調査によりますと、人口に対する普及率はおよそ8割で、60歳以上の方においても利

用率が高まっており、60歳代では6割から7割、70歳代はおよそ5割となっております。このことから、インターネットでの情報提供については一定の利用があるものと捉えておりますが、これまでのように市政だよりや各種のお知らせ刊行物など紙ベースによるさまざまなツールについても見やすさや読みやすさなどに工夫を凝らすとともに、試験的ではありますが、市内のスーパーへの配置を行うなど、若い方から高齢の方まで発信する行政情報が身近なものとして捉えていただけるよう努力を重ねてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、老人憩の家の衛生環境を使用者に優しい方式に改善することについてお答えいたします。まず、むつ市老人憩の家については、高齢者に対する教養の向上、健康の増進、レクリエーション等の場を提供する施設として市内3カ所に設置し、年間延べ1万5,000人ほどの方が利用されておりますが、トイレの設置状況につきましては、大湊地区にあります福寿荘には男性用が和式と洋式が1台ずつ、女性用については、平成22年度に和式1台を洋式に改修し、現在4台のうち2台が洋式トイレとなっております。利用される方の中には、和式を好まれる方もおり、和式も必要であると考えております。関根地区にあります長寿荘については、男性用、女性用、障害者用としてそれぞれ1台ずつ洋式トイレを設置しておりますので、この施設についても和洋ともにご利用いただいております。ただし、田名部地区にあります禄寿荘については、障害者用の洋式トイレが1台あるのみで、他の7台全てが和式となっており、施設を利用される方々に大変ご不便をおかけしておりますが、市の財政状況から、故障していないトイレを優先的に改修することが容易にかなわない実情もありますので、簡便な対策も検討しつつ、高齢者が利用する施設として、改善に向け前向きに検討してまいりますので、ご理解

を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、コミュニティの拠点としての役割を担う銭湯の存続についてお答えいたします。銭湯が全盛期であった昭和30年代後半から昭和40年代前半までは、家庭にお風呂がないのが当たり前で、身体を清潔にするために多くの方が生活の一部として利用していたことで、銭湯が自然にコミュニティの役割を果たす場となり、地域の活性化につながってきたことは認識しておりますが、近年は家庭に内風呂が普及したことで、次第に銭湯が減少していったという時代背景がございます。高齢者については、入浴、食事などのサービスが受けられる生きがいデイサービス事業を実施しており、入浴だけでなく日中独居を含めたひとり暮らしの方の孤立化防止も含め、交流を楽しんでもらっておりますが、送迎があることで交通手段の心配もなく活用いただいております。

銭湯の存続については、銭湯の持つ役割を広く市民にPRするとともに、法の趣旨を踏まえ、住民相互の交流促進及び健康増進の視点から、関係部署間で有効な取り組みを研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、合併自治体の支所費支援報道に関連してのご質問の1点目につきましては、担当部長から答弁いたします。

次に、旧合併町村に対して、これまで施策として行ってきた地域振興、活性化対策及び今後とり得る施策の方向性についてのご質問であります。旧町村も含めたむつ市の地域振興策は、4市町村で取り交わした合併協定書を基本として、これに付随した協定項目とそれぞれの旧市町村の総合計画を踏襲した新市まちづくり計画、さらには当計画を踏襲し策定したむつ市長期総合計画のほか、過疎地域自立促進計画に基づき総合的かつ計画的な事業の推進に努めるとともに、地域格差が生じ

ないように十分に意を用いてきたところであります。

これまで農林水産業基盤の整備や道路、排水路、下水道施設などの生活基盤整備、学校建設などといったハード事業はもとより、商工業団体等への支援や、保健、医療、福祉の充実、教育やスポーツ分野の振興などのソフト事業にも市内全域を見回しながら、各種施策を実施してきたところでありますが、実質収支が黒字に転換した今日に至っても、依然として厳しい財政状況にありますことから、市民の皆様にとりましては、満足の得られない部分もあろうかとは思っております。

合併自治体に対する新たな特例措置につきましては、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が平成24年6月に施行され、合併特例債の発行期間について、被災自治体は最長10年、それ以外の自治体は最長5年の延長が可能になったところであります。これを受け、平成26年度を終期とする現在の新市まちづくり計画の見直しを検討しているところであり、また過疎地域自立促進特別措置法も平成33年3月31日までの延長が決定していることから、平成27年度を終期とする現在の過疎地域自立促進計画につきましても今後見直しの作業に着手する予定としております。

旧合併町村に対し、今後とり得る施策の方向性につきましては、むつ市長期総合計画の基本構想の理念のもと、長期総合計画実施計画及び過疎地域自立促進計画等により具体的な施策や事業等を実施していくこととなりますが、避けることのできない人口減少と地域経済の縮小については、旧町村のみならず、旧むつ市においても並行して進んでいくものであり、これに対して幾らかでも歯どめをかけるべく、これまでの私の市政運営の3本の柱をもって立ち向かっていかなければならないと思っております。

次に、むつ市が管理する河川についてお答えいたします。ご質問の1点目、近年多発するゲリラ豪雨、集中豪雨等異常気象に備えるための河川整備の必要性についてであります。現在市では大雨による災害を防止し、市民の生命と財産を守るため河川及び排水路の整備を行っております。近年いわゆるゲリラ豪雨、集中豪雨が頻発していること、さらに地球温暖化の影響を考えると、治水対策の重要性はますます高まっており、今後も河川等の整備は計画的に進めていく必要があるものと考えております。

特に被害が多い地域につきましては、昨年度から雨水対策調査を行っておりますので、それらの結果を踏まえながら整備してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、むつ市が管理する河川の整備計画についてであります。整備を必要とする箇所につきましては、むつ市長期総合計画実施計画の中で緊急度や重要度をもとに優先順位を決めて整備を進めており、平成26年度は今年度に引き続き川内地区の高野川とむつ地区の金谷川を整備する予定としております。今後とも河川整備の推進を図り、市民の安全安心の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 合併自治体の支所費支援報道に関してのご質問の第1点目、平成の大合併時点で旧合併町村に支所を設置した自治体に平成26年度から支所運営費を財政支援するとの報道の詳細についてお答えいたします。

まず、地方自治体の基幹的収入であります地方交付税の算定に関してであります。合併した自治体につきましては、合併後10年間は合併前の市町村ごとに算定した総額が配分される特例措置による合併算定がえと純粋に一つの自治体として算

定される一本算定の2通りの方法により算定が行われております。当市におきましては、現在特例措置による合併算定がえが適用されているところでありますが、その特例が平成27年度から5年間かけて段階的に削減され、特例期間が終了する平成32年度には一本算定となり、現在と比較して約17億9,000万円が減少するものと試算しているところであります。

しかしながら、合併した自治体におきましては、地域コミュニティの維持、安全安心の確保や地域福祉の充実など、合併しても削減できないさまざまな経費や、合併時点では想定されなかった新たな財政需要が生じていることから、特例期間は現行どおりとしながらも、減少幅を緩和する措置として、議員ご指摘のとおり、今般普通交付税の算定方法を一部見直す動きが出ていることは新聞報道のとおりでございます。

現在見直しの方向としては、大きく3点が示されており、1点目は支所経費に関する算定、2点目は人口密度による需要の割り増し、そして3点目は普通交付税の算定に用いる標準団体の面積の拡大でありまして、そのうち1点目の支所経費に関する算定を平成26年度から3年かけて先行して実施するというものであります。この措置は、普通交付税の算定に用いる基準財政需要額の加算要素となり、結果普通交付税の増加につながるものとは思われますが、あくまでも一つの自治体として算定される一本算定にのみ加算するというものであり、合併する前の市町村が存続するものとして計算された特例措置による合併算定がえには反映されないこととなっておりますことから、当市の場合、平成26年度までは影響がないこととなります。

いずれにいたしましても、平成27年度からの段階的減少は、現行の制度上避けられないものであり、これら3点の加算要素によってどの程度減少

幅が緩和されるのかが今後の財政運営上の大きなポイントとなるところではありますが、現時点では算定方法が明らかにされていないことから、詳細にお示しすることはできないものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。それでは、再質問に入らせていただきます。

質問の第1、高齢化社会での思いやりの1点目、デジタル化が進み、社会の進歩に追いつけない高齢者等への配慮についてでありますけれども、今市民の間には、血の通った行政をと求める意見があります。市政だよりやホームページに載せることでよしとする行政側からの一方通行でなく、特に理解力が低下している高齢者世帯等に直接担当者が出向く等、行政の思いやりも必要と考えますけれども、この件についていかがでしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） お答えいたします。

現在高齢者宅を訪問する形で実施している事業には、地域包括支援センターによる訪問活動や在宅介護支援センターを活用した高齢者実態把握調査でひとり暮らしの高齢者等の自宅を訪問し、利用者からじかに話を聞くことにより生活状況を把握し、必要な方を支援に結びつけているものがありますが、高齢者の方々のお宅に直接担当者が出向くとなりますと大変な労力を必要とするため、民生委員の方々などの手をおかりせざるを得ないというのが実情であります。

高齢者にとって重要な情報の発信については、町内会単位で別建てで回覧するとか、民生委員の方々にご協力いただくことが考えられますが、どのような情報に対してどのような手段をとれば効果的なのか、今後研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 私高齢者の方々のご自宅を訪問して感じるものが、多くの皆さんが孤独という不安、悩みを抱えているということです。肉親との縁が薄い人、コミュニティの中に溶け込めずにいる人が多く見受けられ、最近の資料によれば、全国で年間3万人以上の孤独死が記録されております。死因は病死、自殺、さまざまですけれども、誰にも気づかれず亡くなることを思えば、いたたまれない思いであります。介護、医療制度だけで満たし得ないこの高齢者の孤独という不安に手を差し伸べることは、行政にとっても大事なことであると考えますけれども、この件についていかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 孤独というふうなことでサービス、血の通った行政をするべきだと、孤独を解消するためのというふうなご趣旨だと思いますけれども、この部分においては、やはり行政とすれば1対1の行政サービス、そういうふうなことは、これは現実論ではなかなかできないものだと、こういうふうに思います。その部分においては、高齢者の方1に対して、この行政が1と、1対1の対応、これ非常に現実論ではなかなか無理でございます。そこにおいては、やはり高齢者の方々が多対1というふうな、こういうふうな取り組み、これは可能だと思います。その多対1の中で、その多が、その部分において、どういうふうなグループをつくってやっていくのか、そういうふうな取り組みが行政としては可能だと思います。それは、1つには老人クラブの皆さんとの多対行政のほうが1、それから町内会の方々の多対1、こういうふうな取り組みは我々はこれからもますますこれ体制を整えていかなければいけないものと、こういうふうに思っています。その部分においては、やはり血の通った行政、これを求める意見があるということでございますので、

あえてご紹介をさせていただきますと、先般の市政だよりの中に町内会活動を紹介いたしますというふうなこちらからの情報提供をさせていただきました。むつ市内のある町内会の方々の取り組みなのですが、例えば健康推進員の方とともに町内会で町内保健だよりをつくるか、そしてまた民生委員だより、これ民生委員の方なのですが、そういうふうな形で町内の100戸、それから450戸、そういうふうなところにさまざまな安否を確認しながら、孤独を解消するための、そういうふうな取り組みをしているということでモデルケースとして紹介をさせていただきました。やはりそういうふうな取り組みとのいうふうなことをどんどん、どんどん進めることによって、血の通った行政運営ができるものであろうと、こういうふうにご認識をしております。ややもすれば議員お話しのように、デジタル化が進んだ、その部分だけに偏っているのではないかと、この部分もやはりご指摘はあろうかと思いません。しかしながら、例えばエフエム放送を通じたり、そういうふうな形ではエフエム放送の中では市政だより、そしてまた地元紙の紹介、そういうふうなものもしております。できるだけこのゲートをお我々は広げていくというふうな、それが行政のあり方で、そのことによって血の通った行政運営ができるものと、こういうふうにご思いますので、議員さまざまな場面で高齢者の方々をお訪ねになられているようでございますので、そういうふうな情報がございましたらお伝えをしてもらえれば、それなりの対応をこれからも取り組んでいきたいと、こういうふうにご思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。いろいろ市長、行政としてもいろいろご努力いただいているということについては、十分感謝は

申し上げているところでございます。

それで、先ほど1回目の答弁の中に、例えばツイッターだとかフェイスブックとかという片仮名文字がだっと出てくるのですけれども、これ一般的に我々含め、私たちの年代等で理解できる人はいないような気がしますし、それとインターネットの利用率を先ほどいろいろご説明いただきましたけれども、年代ごとにどんどん、どんどん利用率が下がっていくような状況をお聞きしました。70歳以上では5割ということですので、その5割の半分のほうは利用していないということにもなりますので、むつ市についてはもっと低い数字になるのではないかと思います。

それで、市としてもいろいろご努力いただいているということの、マンパワー不足は十分に理解しておりますけれども、人から人、手の温もりを求める市民に配慮した行政にこれまで以上に心がけていただきたいと要望しておきます。

次は、老人憩いの家の衛生環境、トイレの使用者に優しい方式に改善することについてでありますけれども、実はこの質問をするに当たりまして、現場を確認したのが新町の禄寿荘でありました。それで、他の2施設も同じ状況と思ひ込みまして、ちょっと若干調査不足ということをおわびしておきます。

そのうえで、まず年間利用者が約1万5,000人ということでありましたけれども、これ平均しますと、1日41人ということで、かなりの利用率、高い利用率だと思います。特に禄寿荘は田名部新町という繁華街にあると思いますので、この3つのうちではかなり利用者が多いと思うのですけれども、先ほどのご答弁でトイレの改修につきましては、前向きに検討していただけるということでありますので、何分にもよろしく願いいたします。

それで、ついでと言っはなんでもございますけ

れども、実は禄寿荘で実施している着つけ教室があります、その特異性というか、1回脱いだり、裸になる前の着がえがありますので、これをのぞきを防止するために夏場の着つけのときは窓を閉鎖して、室温もかなり上昇するというような状況の中で行っているそうです。それで、クーラーを求める声がありますけれども、この件についてご検討をいただけないでしょうかと思ひまして。

○議長（山本留義） 浅利竹二郎議員、通告以外にこういう質問をするということは、今までも注意してありますので、その辺では気をつけていただきたいと思ひます。

市長。

○市長（宮下順一郎） 老人憩の家、市内には3施設ございまして、特に利用率が高いのは田名部地区の禄寿荘というふうなことで我々も認識をしております。さまざまご要望がございました。例えばガス台が非常に古くてちょっと懸念されるものであるとか、それから台所の厨房のフードがどうだとかというふうなことで、それぞれ対応させていただきました。その中でも、先ほどトイレの件は浅利議員のお話ございました、調査をした結果というふうなことでお話ございましたので、前向きにこれは検討はさせていただきたいと、こういうふうに思ひます。

その中でもクーラーにつきまして、今お話がございましたので、これは利用者のほうからの、老人憩の家利用者の声として届いております。しかしながら、クーラーの利用日というのはどうなのかとか、それから今お話ございましたけれども、つけてしまうと、今度は寒くてというふうな部分も、高齢の方々はクーラーの冷えというふうなもの、こういうふうなものに対して非常にちょっと、そういうふうなところも勘案していかなければいけないものと。もう少しこれは研究はさせていただきたいと、こういうふうに思ひます。利用者の

声、そしてまた管理のほうの声を十分聞いて、クーラーを全部につけていきますと、なかなかこれは……

○議長（山本留義） 市長、余りそこら辺は触れないで……

○市長（宮下順一郎） はい。というふうなことでございますので、十分これは研究をさせていただきたいと、こういうふうに思ひます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） お年寄りの方々の体調管理等もそれぞれ個人差がありまして、要望も多種多様化していると思ひますけれども、利用者の動向を把握したうえで検討方よろしくお願ひいたします。

次は、銭湯の存続についての関連でありますけれども、高齢者に対する各種施策を施していただいていることは承知しております。この銭湯という地域コミュニティにおける存在意義を重視し、いろいろ支援している自治体もあるというように聞いておりますので、むつ市としても具体的に何らかの支援をお願ひできないのかということ再度お伺ひいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 銭湯に対しましては、固定資産税及び都市計画税を現在軽減しておる状態でございますけれども、補助金等を交付して助成している、全国的に見ると、そういうふうな自治体もあるようですが、現在公衆浴場に対しての国・県からの助成の動きがないことから、市で実施するとなると相当額の自主財源を要することとなり、これらに鑑みますと、実施することは非常に難しいものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） なかなか難しいということでございますけれども、高齢化社会の中での

コミュニティの維持という立場でいろいろ検討していただいて、前向きな方向でお願いしたいというふうに思います。

それで、高齢化社会の思いやりの全般について要望しておきます。今後高齢化社会の地域コミュニティを維持していくうえで大事なことは、高齢者を地域のみんで見守り、思いやりの心を持って接することが大事であると思います。そのことで高齢者もコミュニティの一員という安心感、安堵感が生まれ、孤独も癒やされるのではないかと思います。市民一人一人が思いやりの心を持って高齢者に接してもらいたいと要望しておきます。

それでは、質問の2の合併自治体の支所費支援報道に関連して再質問に入らせていただきます。まず、支所運営費を財政支援するとの報道の詳細からでありますけれども、今後財政支援が行われるのでありましよう支所支援費は、従来の合併特例債等にかわるものと認識していいのか、また新聞報道の解釈次第では、3年の限定ともとれますが、実態はいかがでしょうか。ちょっと私のこの理解不足のところもありますけれども、再度ご説明をお願いいたします。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 浅利議員の再質問にお答えいたします。

支所経費に関する算定は、あくまでも普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に3分の1ずつ3年間かけて加算していくということでありますので、3年限定ということではなく、制度が変わらない限り続くものと考えております。

また、一方合併特例債につきましては、充当率、普通交付税算入率においても、合併した自治体が発行できる有利な地方債の一つでありまして、当初は合併後10年間という期限つきで普通交付税とは別枠で制度化されたものであります。東日本大震災により被災した市町村はさらに10年間、そ

他の市町村についてはさらに5年間の期限が延長されております。いずれにいたしましても、異なる制度によるものでありますことから、支所経費に関する算定が行われたといたしましても、合併特例債への影響はないものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。地域振興とか活性化対策、今後のとり得る施策の方向性ということで、質問の2点目のほうなのですが、今まで行ってきた旧合併町村地域に対する施策の評価と、当初の計画どおりに推移しなかった施策等があれば、その要因は何かとかということについてお伺いいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 合併後におきましては、毎年度の事業を精査しつつ、旧町村を対象とした過疎債及び市全域を対象といたしました合併特例債の有効活用を図りながら、各地区の振興に資するさまざまな施策を展開してきたところでございます。

合併特例債の発行額は、平成17年度から平成24年度までの8年間でおおよそ77億円、過疎債につきましては平成22年度から平成24年度までの3年間でおおよそ6.6億円となっております。また、過疎地域自立促進計画では、平成22年度から平成27年度における計画全体の概算事業費はおおよそ130億円余りでございまして、このうち平成24年度までの概算事業費がおおよそ56億円となっております。実績額は、平成24年度まででおおよそ52億円であり、計画全体の概算事業費との比較ではおおよそ40%、平成24年度までの概算事業費との比較ではおおよそ93%の進捗率となっております。当該計画においては、過疎債の充当が可能な事業も含めまして、予定される事業を網羅的に掲載したものでありますことから、その進捗率がそれぞれ4割、

9割というような数字はかなりの実施率になるものと思っております。

計画の実行につきましては、財政事情によることも大きいところがございますが、今後におきましても地域の均衡ある振興、発展に意を用いながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） この件についての最後のですけれども、むつ市は今現在3つの支所、分庁舎を設置しております。そのあり方について、市長はどのようにお考えでしょうか。また、旧合併町村の支所、分庁舎の存続について、法的な根拠または合併協議会等での約束事はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 浅利議員は旧町村の部分についての配慮というふうなところが根底にあると、そういうふうなご質問だと思います。当方といたしましても、3年、4年くらい前からでしょうか、さまざまな決裁をする部分において、本庁舎で決裁をしなくても済むような、庁舎の所長が決裁をするようにというふうな、本当に地域の振興のために急を要する、また必要とあるものについては、その範囲の中で決裁を庁舎の所長がし、そしてその実施に向かっていくというふうな費用、この部分でこれまで200万円でスタートいたしました、各庁舎。200万円掛ける3庁舎というふうなことでスタートいたしました。その実績をずっとこれ調査をしまして、最近は150万円というふうなことになりましたけれども、そういうふうな形での地域振興費というふうな部分での利用、さまざまな部分で利用いただき、地域の振興に向けている、そういうふうな費用の部分での手当てもいたしております。

また、昨今は希望のまちづくり補助金というふ

うなことで、さまざまな取り組みをしている地区も出てまいりました。そういうふうな形で、旧町村の部分に対しての配慮は、財政状況厳しい折柄でございますけれども、十分対応しているということをまずご紹介をさせていただきたい、こう思います。

分庁舎のあり方、このことにつきましては、合併時に旧4市町村の合併協議会で策定いたしました新市まちづくり計画において、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、情報基盤の整備、電子自治体の推進等によって必要な機能の維持向上を図ることと、こういうふうになっております。また、分庁舎の存続というふうなことになるかと思うのですけれども、この部分の約束事につきましては、合併協定書における協定項目として、旧町村3庁舎の取り扱いを定めております。その内容は、3庁舎には基本的に従来の役場機能を維持する部門を置く、ただし本庁に集約できる部門は本庁に集約し、事務の効率化を図る。組織機構については、新市において行政の簡素化、効率化の観点から、本庁及び3庁舎の有効活用も視野に入れて、再編も含め、改革改善の検討を引き続き行くと、このようになっております。現在の地方行政の事務は、地方分権の推進ということによりまして、国からの権限移譲などによって責任の度合いが非常に増してきております。複雑そしてまた専門化しつつあるというふうなこと、そしてまた一方では、最少の経費で最大の効果を上げなければいけないという、そのことによって組織機構の効率化、集約化というふうな必要な改革は継続していかなければならないと、このように考えております。

これに対応するためには、合併協定項目にも定められておりますが、再編も含めた全庁的な組織機構の改革改善に踏み込まざるを得なくなることが十分考えられますが、全ては住民サービスの低

下を招かないということが前提となると、このように思っておりますので、この部分においてご理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 地域の核、中心となるのは、行政機能を備えた役場とか役所ということでは、皆さん認識は一致していると思います。今回支所費支援助という政府の後押しもあることでありますから、今後とも実効ある施策で住民サービスの低下を招かないことを第一義に旧町村合併地域の活性化を図り、支所、分庁舎の存続意義を高めてもらいたいと要望しておきます。

質問の第3のむつ市が管理する河川についての関連でありますけれども、先ほどのご答弁の中に雨水対策調査という文言がありました。市内において突発的で局地的な大雨で冠水する地域はおおむね何カ所あるのか、その原因とするところは何か、そのことについてお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 浅利議員の市内において突発的で局地的な大雨で冠水する地域はおおむね何カ所あるのか、その原因とするところは何かというご質問にお答えいたします。

河川の氾濫による被害は、最近では少なくなっておりますが、市街地においては冠水被害が多発しておりますことから、市では平成20年度にむつ市局所的集中豪雨、雨水対策プランを作成しております。作成に当たりましては、市の関係部署、各庁舎を含む建設部、総務政策部防災政策課、経済部農林水産課及び消防本部、下北地域県民局、県土整備部道路課のメンバーで検討会を開き、浸水被害箇所の洗い出しと溢水の要因を調査し、その対策を立てております。その中で、旧むつ地区に関しましては、大平町地区、旭町地区、南町地区、小川町地区、品ノ木地区、緑ヶ丘地区、海老川町地区にかかわる9カ所をピックアップし、検

討いたしております。その主な原因としては、宅地化が進み、流量、流速が増大したことによる側溝及び排水路の容量不足や排水系統のふぐあいなどが上げられております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。この件については、要望だけさせていただきます。

河川の氾濫と同時に重大なことは、異常気象等の大雨による側溝、用水路等からあふれる雨水の床下、床上浸水も重大でありまして、住民にとっては、また本当に深刻であります。今後起こり得る異常気象等への備えとして、これは喫緊の課題であると認識しております。

実は、先月2月15日、16日の大雪で暴風雪もありましたが、これも異常気象の部類であると認識しております。このたびの災害、雪害で市の土木課とか防災政策課の皆さんを中心に、昼夜を分かたぬ市内の巡回、警戒監視、待機体制等に対応していただきましたことに対して改めて感謝を申し上げます。今後とも不測の事態に即応できる体制の強化に努めていただくことを要望し、また最後になりましたけれども、今議会を最後に退職される職員の皆様には深く感謝を申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（山本留義） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

ここで、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎菊池光弘議員

○議長（山本留義） 次は、菊池光弘議員の登壇を求めます。23番菊池光弘議員。

（23番 菊池光弘議員登壇）

○23番（菊池光弘） おはようございます。公明・政友会の菊池光弘でございます。むつ市議会第219回定例会に当たり一般質問をいたします。市長初め理事者の誠意ある、しかも前向きな答弁をお願いいたします。

今回の一般質問は、1、防災減災について、2、公共施設について、3、運動公園について、以上3点伺います。

質問の第1は、防災減災についてであります。ここ数年、局地的な豪雨や大雪、竜巻など極端な異常気象が発生しております。先月は、2度にわたって大雪に見舞われ、東日本には大きな被害をもたらしました。報道では、この大雪を想定外の積雪と呼んでおりました。この想定外の積雪の対応で、高速道路や山間地の生活道路など道路網が寸断され、孤立する地区が出たほか、鉄道ダイヤが大混乱、建築物の損壊なども続出し、農業も大きな打撃を受けることとなりました。時は、春間近です。これから雪による災害の可能性は少ないかもしれませんが、万が一の犠牲を防ぐため、あえて対応を分析し、課題を検証したいと思います。

過日の大雪で焦点となるのが14日、15日の行政など関係者の動きです。政府は、14日に関係省庁を集めた警戒会議、16日には対策会議を開催、また本格的な雪害対策に乗り出すため、対策本部に格上げしたのは4日後の18日でありました。各県から自衛隊への救援要請がほぼ出そろった後でした。国の対応が完全に後手に回っております。救援要請も自治体によって対応が分かれた山梨、群馬など各県は15日から救援要請を行ったが、埼玉県が要請したのは17日であります。同県秩父市の市長は、15日、秩父は完全に孤立していると県側

に自衛隊の救援を求めたが、県首脳部は、緊急かつ切迫した状況ではなかったと判断したという。そのことが報道されました。ある県幹部は、市とのコミュニケーション不足があったかもしれないと語っておりました。また、高速や国道では通行どめの判断がおくれたことにより、長時間立ち往生する車が相次ぎ、物流も大きな影響が出ることとなりました。これは、対策が後手に回ったいわゆる判断ミスではないかと思えます。

今回の大雪から3つの学ぶべきことがあったと思います。第1は、国と県、県と市のコミュニケーションがいかにか大事かということ、第2は、自衛隊への救援要請の素早い決定、そして第3に、通行どめの時期など判断の素早さの3つであります。今回の雪害対策に対する市長の見解をまずお聞かせ願いたいと思います。

当市においては、幸いにも東日本ほどの被害はなかったものの、15日から降り続いた暴風雪が夜遅かったからよかったものの、これが15日の暴風雪が午後3時、4時ぐらいから降り続いていれば、一昨年と同じような被害になったのではないかと私は考えます。16日、朝起きて、玄関から外が見えないほどの雪、除雪機を出すまで1時間以上かかり、車を出せたのが午後1時過ぎ、道路で車が立ち往生していないかと思い、市内に向かいましたが、幸いに立ち往生している車はなかったものの、幹線道路から脇には入れずじまい、家に向かいながら周りを見れば、皆さん必死に雪かきをしておりました。私の町内を見れば、除雪機がある家は数えるほどでしたので、町内会長と相談して、市の除雪機を借り、私は歩道を除雪しました。除雪しながら、ふと歩道からすれ違う車を見て、一昨年のこの道路が渋滞になり、一晩明かした人たちが思い出され、今でもそれがトラウマになっております。

さて、大雨や大雪の防災に役立つ日米の降水観

測衛星を搭載したH-II Aロケット23号機が先月28日に打ち上げられました。この降水観測衛星は、全地球降水観測、GPM計画の主衛星です。日米欧などが運用中の衛星十数基の観測データとあわせ、地球全体の雨や雪の状態が3時間でわかるということであります。データは、半年後から世界に公開され、天気予報の精度向上を初め台風や集中豪雨、干ばつなどの防災、気候変動の解明に貢献が期待されています。すばらしい文明の利器と思います。反面、災害時の市長や関係当局の的確な判断が求められることは言うまでもありません。

ここで一つの仮定を申し上げます。衛星の観測データにより、あした津軽、下北地方に1メートル25センチの雪が降りますと細かく数字で予報が出たとします。下北はパニックになるでしょう。だからこそ災害時に対応できる種々の対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。

一昨年のような想定外の積雪があった場合、とりわけ心配なのが食料の備蓄であります。東日本大震災以降、この食料の備蓄に力を入れている市町村が多くなっていると聞きます。当市の場合、何が、どのぐらい備蓄されているのでしょうか。万が一の災害を考えたとき、備蓄の場所は数箇所分散すべきと思いますが、いかがでしょうか。ご見解をお聞かせ願いたいと思います。

次に、大雪になったときの学校休校について伺います。16日は、日曜日でした。朝起きて玄関に立って外が見えないほどの雪でした。この日一日で、幹線道路や通学路を除雪できたのか、甚だ疑問です。子供を学校に行かせたけれども、歩道を歩いている子が車道に滑ってきて危ないとの声や、早く歩道の除雪に来てほしい、子供が車道を歩いている危ないなど、多数の声が私のところにも入りました。学校を休校にするか、しないかの判断は、安全性を重視に的確にしてほしいと思

います。学校休校の判断はどのようになっているのか、これまでの事例も通し見解を伺います。

質問の第2は、公共施設についてです。今回は、喫煙場所について質問します。市民相談の中で喫煙する人、しない人の意見があります。喫煙する人は、喫煙場所がなくなってきている、喫煙していると犯罪者のような目で見られる、税金を払っているのだから喫煙場所をつくってもらいたいという声もあります。たばこを吸わない方は、公共施設は全部禁煙にすべきと主張します。双方とも言っていることは正しいと思います。公共施設でも建物内禁煙、敷地内全面禁煙のところもありますが、喫煙場所がある施設もあります。敷地内全面禁煙は、喫煙者にとっては非常に厳しい扱いです。

当市の公共施設は103施設と承知しています。この敷地内全面禁煙箇所は小・中学校、病院など30カ所、建物内禁煙は48カ所、建物内分煙は10カ所、分煙対策なしは15カ所になっております。この分煙対策なしの15施設は、主にコミュニティセンターと生活福祉センターであります。103施設の中で、敷地内全面禁煙30施設を除けば73施設は灰皿があることになります。とりわけ分煙対策なしの15施設が課題であると思います。一日も早い分煙対策を講ずべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の第3は、運動公園についてです。市民から、運動公園は駐車場が少ないと苦情が多く寄せられています。また、運動公園のプール跡は草がぼうぼうで景観が悪い、あそこを駐車場にすればいいのにとの声もあります。むつ市議会第200回定例会での一般質問で村川議員は、このように質問されております。「むつ市議会第179回定例会並びに第188回定例会の一般質問においても、市民プールを解体し、駐車場への移設を提案、お願いしておりましたが、依然として整備の兆しがなく、

年を追うごとに荒れ放題で、まるでジャングルの様相を呈してきたかのようです。このような状態を何とかできないもののでしょうか。ともかく解体し、更地にすることだけでも強く要望します」と質問されています。このむつ市議会第179回定例会からことして何年たっているのでしょうか。私の記憶では、私が中学校に入ったときには、プールは使えなかったと思っています。まず、運動公園は駐車場が少ないので、プール跡、駐車場にすべきと思います。ご所見をお伺いします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 菊池光弘議員のご質問にお答えいたします。

まず、防災減災についてのご質問の1点目、一昨年の大雪被害の教訓から、市が考える対策についてであります。一昨年2月の暴風雪では、国道279号のみならず、下北半島全域で多数の交通障害が発生したことは、雪にはなれてはいるはずの私たちにとっても過去の豪雪の記憶を蘇らせ、自然の脅威を改めて知らされる事象でありました。この事態を踏まえ、広域の交通障害においては、市町村単独での対応に限界があることなどから、県が関係市町、警察署等の関係機関との連携を強化するため、国道279号通行どめ事務連絡会議を設置し、通行どめに関する対応などを協議しているところであります。この連絡会議では、早期の気象情報収集が不可欠との共通認識が図られ、県において、12月から3月までの降雪期間を対象として、国道279号のむつ市大曲から野辺地町木明までを3区間に分け、それぞれの気象データを分析し、24時間先までの天候を予測する障害予測システムを日本気象協会に委託して導入しております。現在は、このシステムからの情報をもとに、現地の道路パトロールの強化や通行どめの判断を

いち早くできるようになっております。

また、除雪体制の連携につきましても、むつ市と下北地域県民局との間で緊急時における除雪連携の覚書を取り交わし、暴風雪等による交通障害が予測され、管轄の道路管理者が行う除雪作業が困難と見込まれる場合には、協力して除雪作業を行うこととするなどの連携強化を図っておりますし、障害予測システムの対象区域外の道路につきましても、このシステムによる気象予測を参考にすのほか、昨年12月から導入しているシャトルメールなどによるきめ細かい情報をもとに、早期にパトロールや除雪対応を講じることとしております。

また、市民を初めドライバーに対する情報提供につきましても、下北地域県民局と連携し、エフエムアジュールや防災・かまふせメールなどによる情報提供のほか、沿線にありますコンビニエンスストアや町内会からの協力を得ながら、積雪情報の把握と住民への周知を行うこととなっております。

市職員の対応につきましては、雪害に限らず、勤務時間内外を問わず、突発的に発生する災害に対してスムーズに対応するため、毎年度各課において災害対応マニュアルを作成しており、緊急連絡体制、さらには所属長からの命令ができない場合においても、初動態勢として誰が何をすべきか、また全庁体制へ移行せざるを得なくなった場合には、職員一人一人が自主的に何をすべきかを明確にしております。基本的には、まず課長以上の職員及び課長があらかじめ指名している災害警戒対策要員が登庁、次に必要に応じて災害応急対策要員を登庁させ、さらに人員が必要なときは全庁挙げて災害対策に当たることとしております。しかしながら、一昨年の大雪の際には、大雪の影響で登庁できない職員もいたことから、県や気象庁からの気象情報をもとに、勤務時間外に気象状況が

悪化する可能性がある場合は、災害対策要員を庁舎内に待機させるなど、避難所の開設や物資の準備などに備えることとしております。

ご質問の2点目、災害時、支援物資はどのくらいあり、どこまで配布できるのかについてであります。市では、東日本大震災を契機に、各庁舎及び小学校、中学校、高等学校などの主要な避難所に発電機、投光器、毛布、食料、飲料水等の物資の備蓄をしており、また災害時要援護者の避難先として協定を結んでおります介護施設等の福祉避難所にも毛布、タオルケット、バスタオル、紙おむつ等を備蓄しているところでありますが、一昨年の大雪の際には、開設した避難所、帰宅困難者のいる学校、保育所等の施設、道路で立ち往生している車中の方々に対して可能な範囲で食料と飲料水を配給したところであります。

食料の備蓄については、今年度においても充実を図り、米飯、総菜、飲料水についてもそれぞれ約7,500食分を確保しております。災害時における物資の配布につきましては、一部の避難所については事前に置いているところもありますが、それ以外につきましては、職員の安全の確保も考慮しながら、各庁舎の備蓄倉庫等から各避難所へ配布することとしております。

また、一昨年の大雪による交通障害などで職員の対応が困難な場合は、県を通じて自衛隊の派遣を要請するなどして対応していくこととしております。しかしながら、大雪等による交通障害に限らず、すぐに物資の配布ができない場合も考えられますことから、自助、共助の精神のもと、各自においてもふだんから災害への備えをしておくことが必要と考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、物資の備蓄量につきましては、担当からお答えいたします。

ご質問の3点目、大雪になったときの学校休校

規約はあるのかにつきましては、教育委員会からの答弁となります。

次に、公共施設についてのご質問にお答えいたします。喫煙場所がある、ないの基準は何かのご質問であります。公共施設での喫煙につきましては、健康増進法第25条により、学校、体育館、病院などの多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされております。さらに、平成22年厚生労働省健康局長通知によれば、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙とすべきであるが、一方で全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面施設の対応や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとしております。

市といたしましても、むつ市保健計画であります「健康むつ21」において今後取り組むべき施策として、分煙については保健所を初めとする二次医療圏域のさまざまな取り組みと連動して一層の推進を図ることとし、さらに禁煙の意思のある方に対しては、禁煙外来の周知や保健指導により個別支援するなどの対策を実施しているところであります。市の公共施設につきましては、喫煙場所についての基準を特に設けておりませんが、各施設において、施設の対応や利用者のニーズに応じ全面禁煙もしくは分煙措置等により対応しているところであり、今後各施設の取り組みを強化するとともに、施設利用者への周知啓蒙を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、教育委員会の所管する施設につきましては、教育委員会から答弁がございます。

次に、運動公園についてのご質問にお答えいたします。むつ運動公園では、特に陸上競技と野球

の大会が重なった場合など、絶対的な台数が不足する状況となっていることは承知しているところであります。現状を見ますと、駐車場としての機能を持たせておりますのは3カ所となっており、運動公園に向かって左側の駐車場で104台、陸上競技場玄関前に15台、スポーツ広場南側に20台、計139台となっております。このため特に大会参加者が多い陸上競技の大会では、大会の主催者側において、近隣の市役所本庁舎駐車場を臨時的に借用して駐車場不足に対応しているとのことであります。したがって、今後においても主に休日の大会開催時においては、市役所の駐車場を臨時使用しての対応をお願いしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 菊池光弘議員の防災減災についてのご質問の3点目、大雪になったときの学校休校規約はあるのかについてお答えします。

教育委員会におきましては、市内各地域において、降雪、強風等の気象状況、また各校における通学路の状況が異なることから、統一した学校休校規約は定めておりません。大雪を含む風水害等の発生時における対応については、風水害が発生したあるいは発生するおそれがある場合の市内各小・中学校における学校等の判断は各地域の降雪、歩道の除雪状況等を勘案し、児童・生徒の登下校時の安全を第一に考え、各校長が決定することとしております。この際、教育委員会においては、災害や気象状況等各校長の判断材料となる情報の収集に努め、速やかに情報提供できる体制をとっております。また、各学校において、休校、登校時刻の変更等、通常と異なる対応をとった場合にあっては教育委員会へ報告することとしており、各学校との連絡を密にし、状況の把握に努めております。

教育委員会といたしましては、今後とも児童・生徒の安全確保を第一に考え、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、公共施設についてのご質問で、喫煙場所がある、ないの基準は何かについて、教育委員会で所管する市内小・中学校の状況をお答えいたします。

平成15年5月に施行された健康増進法第25条において、学校等の施設を管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されております。この法の施行を受け、同年度市立小・中学校における取り扱いについて、教育委員会で審議した結果、学校敷地内全面禁煙とすることを決定し、平成16年度より実施されて現在に至っております。教育委員会といたしましては、今後も児童・生徒の健やかな成長を願い、受動喫煙の防止及び禁煙意識の向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 防災減災についてのご質問の2点目、災害時の物資の備蓄量について市長答弁に補足させていただきます。

現在市の各庁舎及び主要な避難所における物資の備蓄は、生活用品として毛布7,048枚、バスタオル1,558枚、簡易トイレ223台、カセットコンロ35台、カセットボンベ356本、携帯ラジオ72台、炊き出し用のガス釜4台、発電機36台、投光器70台、電気コードリール37台、ガソリン携行缶36缶、懐中電灯110本、石油ストーブ81台、救急セット44セットなどがございます。また、非常用食料といたしまして、米飯が乾燥米飯と缶詰米飯を合わせて7,490食、総菜がレトルト等缶詰を合わせまして7,690食、缶入りパンが310食、そして飲料水が500ミリリットルペットボトル7,510本を

備蓄しております。また、これらのほかに各庁舎に衛星携帯電話、折りたたみ式リヤカーなどを配備しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

下のほうから、運動公園についての再質問からいきます。駐車場は、今市役所の駐車場を使うということで、ふやすような、ふやすというか、プールのほうの跡地を駐車場にする気はないと受けとめましたけれども、やはり市役所まで歩いてこられる距離、東京の方だったら歩くのは得意ですけども、田舎の人はもう一歩でも前に行きたいという気持ちが多いと思います。そこで聞くのですけれども、村川議員の質問の中の答弁では、都市公園法というのがあります、運動施設は古くなったから壊せばいいというものではなく、壊したらもう一回つくり直すという法律だと、これがネックになっているというふうに書いてありましたけれども、これは今どういうふうになっているのかお伺いします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 現行では、今権限移譲されました、所管が市役所のほうに移りましたので、その辺での縛りというふうなことはなくなってございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） では、これからやっていくというふうに受けとめていいのですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） プールの跡地を駐車場にというふうなことでございますけれども、先ほど壇上でお答えいたしましたように、市役所の駐車場、休日は非常にあいております。そこで、こういう

ふうなローテーションをしたらいかがだろうかというふうなことで、さまざま主催する団体のほうにもお話をしております。選手団が乗ってまいりましたら、選手団を運動公園でおろす。そして市役所のほうにバスなんかを停車して置くと。そして、競技が終わったら、今携帯電話でお迎えに来てもらうと。こういうふうなローテーションを組めば、非常に駐車場の利用が進む、休日の場合。そしてまた、乗用車については、やはり台数が少ないということは、これは否定できませんけれども、プールの跡地のお尋ねでございますので、この部分をお答えしたいと思います。

平成9年から老朽化が進んで使用を中止しておりました。さきのむつ市議会第218回定例会で、議案の中で、むつ市都市公園条例の一部を改正する条例の中で、プールと一部施設の廃止もあわせてご審議をいただき、御議決賜ったところでございます。そして、この跡地利用、これについては、既存のプールの解体がまず必要であるということ、そして土地が軟弱であるというふうなこと、そしてまた駐車場に使うにしても、地盤改良が非常に経費がかかる、そしてまた国道のバイパスからのアクセス、これもさまざま改善させなければいけないと。ただ、埋めるだけでは済まない状況でございます。相当の経費がかかるというふうなことで、こういうふうな財政状況の中ではなかなかできない状況で、駐車場を整備するということはなかなかできない状況であると。しかしながら、着がえの部屋だとかの小屋がございましたけれども、あれは非常にもう廃屋の状態でありますので、それだけは解体をさせていただいて現状に至っているわけでございますけれども、また前に戻りますけれども、市役所の駐車場を休日の際はぜひご利用していただきたいと、こういうふうなところでございます。バスはなるべく運動公園ではなくて、主催者にこれからもさまざまな形でPR

をして、市役所の駐車場をご利用していただくような形で進めていきたいと、こう思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） わかりました。今プール跡地ですけれども、予算が約3,000万円かかるというふうに伺っています。要望ですけれども、予算が今ないならば、5年先、10年先を見据えた計画を組んでもらいたいと思います。

次の再質問に移ります。2番の公共施設について再質問します。これは、むつ市斎場についてですけれども、斎場は公共施設には含まれませんが、市民からの相談ですので、お聞きします。むつ市の斎場では、休憩室の換気扇の下に灰皿を置いて、そこで喫煙しています。休憩室には子供もいるし、みんなで食べたり飲んだりしています。たばこの煙でぐあい悪くなります。喫煙所を外にしてもらいたいとのこと。私も室内は禁煙すべきと思いますけれども、市長のご所見を。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 議員ご指摘の斎場での分煙というふうなことにつきましては、十分健康増進法第25条の趣旨ということによりまして、喫煙場所の移動など、今できる限りの対策を検討してまいりたいと、こういうふうに思います。ただ、あそこは非常に利用率が高い、菊池光弘議員はお吸いになるか、喫煙しているのかわかりませんが、亡くなった方をしのびながら、亡くなった方がたばこ好きだと、あそこでたばこを、紫煙をくゆらす、そういうふうなものもありますけれども、これは健康増進法の趣旨に基づいて分煙対策をとっていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 分煙対策をよろしくお願いいたします。次に移ります。

先ほど災害時の支援物資は食料に関しては7,500食以上備蓄しているということでありました。また、各小・中学校に備蓄しているというふうにも伺ったのですが、その各小・中学校にどのぐらい備蓄しているのかお聞きします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 各小・中学校へ配布している数というようなことでございますけれども、市内の全部の小・中学校へ配布しているというわけではございません。主なところというようなことでご理解いただきたいと思いますけれども、大体120食ぐらいから310食ぐらいの範囲で配布させていただいております。関根小学校においては190食、第一田名部小学校については120食、むつ中学校については240食などとなっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 今小・中学校、百何食、多くて200食というふうに伺いましたけれども、むつ市地域防災計画原子力編の中に、「物資の調達、供給活動」で、「市は、国、県、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品など、それらの供給のための計画を定めておくものとする」と。これは今やっていると思います。次なのですが、「また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制を整備するものとする」とありました。

今の分散配備ですけれども、まだまだこれでは少ない、もっと量をふやしていくべきと思いますが、いかがですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 当方といたしましては、3年前の3.11の際、約1,500人の方々が避難所で1泊もしくは2泊というふうな形の状況でございました。この1,500人の大体3食分を想定しております。しかしながら、今7,500食を超えるというふうなことで、十分な対応ができていないのかなと、こういうふうに思います。しかしながら分散備蓄、これを極端にまたふやしていくと、分散備蓄というふうなことは、やはり一時的に避難するというふうなことで、この部分での対応をしてもらい、そしてまた次にはその状況に応じては備蓄倉庫も各庁舎にあります。そしてまた、国・県等の支援の物資等もあるわけでございますので、この部分をボリュームを大きくしたからいいというふうなことではないと思いますし、また分散をもっともっと広げていくというふうなことも、やはり食でございまして、安全の問題もあります。管理の問題もあります。そういうふうなところで、7,500食ある程度そろえておけば十分ではないかなと思いますけれども、そのこの部分については、研究を深めていかなければいけないものと、こういうふうに思います。

米飯、総菜、それから飲料水、ある程度のものは我々としては備えていると思いますし、また冬場ではちょっと無理なのですけれども、例えばリヤカーにガスを積んで屋台みたいな感じで、そういうふうなものも、これは商工観光のほうでも使えますけれども、そういうふうなものを準備するとか、さまざまな形で備蓄をしておりますし、備えを常にというふうな精神をしっかりとモットーとして減災、そしてまた防災に取り組んでいきたいと、こう思いますので、ご理解をいただきたい

と、このように思います。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 今小・中学校にも備蓄している、北海道の北見市では、各小・中学校、徒歩で歩けるということもありまして、今備蓄していく計画をされている報道がありました。むつ市においても、それは原子力の災害のものかもしれないけれども、それを使って雪害対策にも使えるものがありますので、雪害の場合は、幹線道路だけではなく、また脇道入ったところでもずっと渋滞している、一晩かかってやっと出たという前回の一昨年の例があります。そういうところで、やっぱり幹線道路沿いのコミュニティセンター、また集会所でもあれですけれども、少なくてもいいのですけれども、そういう一晩明かして何もできなかった自分がいて、一昨年は、それからトラウマになっています、今。本当にあの人たちに何もできなかった自分がいました。それは反省しなければならない部分がありまして、今回質問しました。

学校の休校に対してですけれども、本当に安全性を考えて対処しているということで、これからも続けていてもらいたいと思います。

最後に、先月16日の雪害のときですけれども、防災行政用無線で幹線道路を今除雪しています、終わり次第細かい場所に入っていきますよというふうな放送をしていました。先日市長は、この防災行政用無線の苦情が多かったと言いましたけれども、私は逆に、歩道を除雪していたときなので、そういう放送が聞こえたときに、ああ、頑張っているなとか、そういう自分が安心しました、ああ、いろいろ今やってくれているのだなということで安心しました。それは本当に市民も安心する放送だったら続けていったほうがいいのではないかと私は思いました。

また、今回大畑庁舎に貸し出し除雪機を2台配備していただきました。本当にありがとうございます

ます。大畑の皆様も喜んでおられます。ただ、この貸し出し除雪機2台は自分でとりに来て、自分で持っていきなさいという、自分の車を使わなければならないのですけれども、たった2台です。軽自動車1台分の予算を来年はとってもらえれば完璧になると思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、菊池光弘議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 1 時 5 5 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐賀英生議員

○議長（山本留義） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。8番佐賀英生議員。

（8番 佐賀英生議員登壇）

○8番（佐賀英生） こんにちは。8番、市誠クラブの佐賀英生でございます。むつ市議会第219回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問させていただきます。理事者皆様の前向きな答弁をよろしく願いいたします。

ことしロシアのソチにて冬季オリンピックが2月7日から23日まで開催され、83カ国5地域、延べ2,800人の参加で、15種類98種目が行われました。テーマは「HOT・COOL・YOURS」、ホットでクールなみんなの大会という趣旨で行われました。金メダル1個、銀メダル4個、銅メダル3個の8個のメダルを獲得し、入賞者数は28を数え、団体を含め73名の方が見事入賞されました。実に喜ばしいことで、やっぱりスポーツはいいと

再認識させられたとともに、体力とわざを磨く体育施設の重要性を感じさせられました。特に今回は、若い人の活躍が目立ち、6年後の東京オリンピックに大いに期待が持てることと思います。ただ一つ残念だったことは、元首相が、あの子は、ここ一回という転ぶ、そういう発言をなされました。私は、フィギュア選手の転倒の数よりも、あなたの失言のほうが数が多いというのをしっかり覚えております。

また、今の季節は、卒業式の時期でもあり、多くの高校生が旅立っていきました。私も出席させていただいた卒業式は、心洗われるような気持ちになり、感動を覚えたものです。卒業生の皆さんの今後の活躍を祈らずにはおられません。

それでは、通告に従いまして、2項目4点について質問させていただきます。

まず1点目のスポーツ振興について質問いたします。近年全国各地で震度6を超える強い地震が発生しており、いつ、どこで地震が発生するかわからない状況にあると言えます。学校、公民館、体育館など、公共施設は地域住民にとって最も身近な公共施設であるとともに、地震、津波など災害発生時には避難施設としての役割を果たすことが求められております。

3年前の3月11日の東日本大震災以降、耐震規制が強化され、平成27年度まで耐震調査するようにと通達が出ております。御多分に漏れず、当市に限らず各自治体では昭和40年代半ばの構築構造物が多く、当時の建築基準は満たしてはいるものの、多くは新基準に満たないものが見られます。新耐震基準は、大地震の経験を踏まえ、従来の設計法に加え、震度6、7時に、建物の倒壊により人命被害が生じないことを目標として定められたもので、昭和56年の建築基準法施行令の改正によるもので、各自治体は財源と相談しながら優先順位を決め順次行っているというのが実態かと

思います。

全国的に見ますと、学校と体育施設が各自治体の早急に改善しなければならない建築物に該当しており、財源の確保に悩んでいるとのこと。当市に当てはめれば、昨年11月30日をもって使用禁止となった市民体育館が真っ先に該当するのではないのでしょうか。

承知のとおり、体育館、体育施設はスポーツ人口の増加を促すとともに、健康づくりの場であり、各種大会の開催場所であるとともに、市民交流の場としてのスペースとして、またエンターテインメントの開催場所としての機能を有した建物でもあります。事ほどさように、その利用目的は多岐にわたり、広く多くの市民に親しまれる施設としてのポジションを確保しております。

全国的な市民体育館に期待することというアンケートでは、1に、子供から高齢者まで少人数でも気軽に運動できる場、2に、健康維持、体力づくりについて学び実践できる場、3に、文化活動や興業などスポーツ以外にも幅広く利用できる場とあります。以下、子供たちのスポーツ活動や交流、災害時の避難場所、スポーツの公式大会や観戦場所と続きます。私もたくさんの市民から、いつ市民体育館はできるのかとよく尋ねられるのですが、市長ではないので、答えることができません。

スポーツアリーナ協議会は、体育館施設整備の必要性を訴えるとともに、屋内競技の観戦増を図るために、観戦に適した体育館の必要性を訴えたことで、同協議会にはバレーボールのVリーグやバスケットボール男子bjリーグも参加しているとのこと。これらの体育施設は、行う側だけでなく観戦する側にも配慮し、アリーナを充実させ、プロリーグの観戦や公式試合の観戦ができ、市民が交流し、楽しめるスペースとしての役割も持たせるべきと私は考えております。娯楽の少な

い当地域において、観戦することで楽しむことができるとともに、子供たちに夢と感動を与えることもできると思います。

以上のことを踏まえ質問いたします。

1点目といたしまして、新市民体育館の必要性について。2点目といたしまして、新市民体育館は県営体育館でという考えはないか、市長にお伺いをいたします。

次に、2項目目の保健福祉行政について質問いたします。このたびのソチオリンピックのおかげで夜更かしが多くなり、寝不足の日々が続きました。もともと早起きなほうなのですが、オリンピックのおかげで朝3時からニュースが放映されなかったり、ぐずぐずしていると通信販売番組がめじろ押しで、それを見ていると、健康食品やサプリメントの番組が多く、サプリメントのおたくの私としては、見ない理由がありません。そこで、よく言われていたのが血管年齢という言葉やコレステロールという文言が頻繁に使われており、強く興味を持った次第です。

もともと血管に関しては、高血圧症の私は、お医者様から気をつけるようにと言われておりましたので、今さらという気持ちもありましたが、興味本位、血管年齢を知りたいと思った次第です。友人や知人にリサーチしたところ、血管年齢をはかってみたいという人が大半で、これも自分の健康状態を知ることによって病気を未然に防ぎ、健康的な生活が送れるとともに、この年になりますと話の種にもなると考えているうちに、自分の健康状態に興味を持ち、知ることによって未然に防げるということは、短命である当市の寿命を延ばすとともに、医療費の削減にもつながるのではないかと一人で飛躍的に勝手に考えたものであります。血管年齢とは、文字どおり血管の年齢のことを言いますが、人の老化の度合いの目安になるとともに、特に動脈硬化の状態を知るうえで重要な指標とな

るとされております。動脈は血管をスムーズに流動させ、酸素と栄養を全身にめぐらせるという重要な役割を果たしており、老化が進むと血管壁が徐々にかたくなって厚みを増し、血管の通りを悪くさせることとなり、動脈硬化ということになります。これにより血流が悪くなり、酸素や栄養が全身にめぐりにくくなり、内臓機能の衰えや老いを実感させるものであるとのこと。動脈硬化は万病のもとで、ある日突然の病気のもとともなっております。また、厄介なことに、自覚症状がないということがとても危険なのです。

私は、血管年齢を各イベントや集会の場で測定することにより、楽しみながら、また相手を冷やかしながら健康状態を知ることで健康測定が身近になり、敬遠していた人が率先して知ることができるよう環境をつくっていくべきと考えております。まずは負担がなく、楽しく健康状態を知ることから始めることができないか、健康管理の入り口だと思っております。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

市民の平均寿命を延ばすため、血管年齢測定器を活用し、健康増進を積極的に行う意思はないかを市長にお伺いをいたします。

続きまして、2点目のノロウイルス関連について質問いたします。昨年の病院及びホテル、飲食店でのノロウイルスの発生やことしの保育所での発生など、当市も発生が多数確認されました。当市に限らず連日のようにノロウイルスの発生が報道されております。ついせんだっても国会の議員食堂で発生するなど、場所を選ばず発生しております。

ノロウイルスとは、直径30から40ナノミリグラムの金平糖のような形状をしており、分類学上は俗名に当たり、本来はノーウォークウイルス、ノロウイルス属の一種なので、株と種の混同が多いので、ノロウイルスと呼ばれるようになりました。

分類学上、カリシウイルス科の5種類のウイルスが属しており、その一種でもあります。症状は承知のとおり、下痢のみならず嘔吐、発熱を伴い、たくさんの感染経路を有しております。潜伏期間は24時間から48時間程度で、2日程度続いた後治癒していきませんが、乳幼児や免疫力が低下していると長引くこともあります。症状が出る人は、まだわかりやすいのですが、自覚症状がなく、他意がなくても感染させてしまうことがとても危険なことと私は思っております。ふだん乳幼児や老人の方と接する機会の多い職員の方はよくよく注意しなければならないことと思います。また、注意していても自覚症状がないため感染してしまうということがない方策をとることが必要かと思っております。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目といたしまして、調理員のノロウイルスの検査は今後どのように行っていくのか。

2点目といたしまして、人と接する機会の多い保健福祉部職員と保健師のノロウイルス検査はどのようにして行っているかを市長にお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

スポーツ振興についての1点目、新市民体育館の必要性についてであります。スポーツ関係者のみならず、市民からの要望が高いことから、市民体育館の必要性については十二分に認識しております。しかしながら、建設に向けての基本構想を策定するにしても、財源の見通しが立ち、実行性が担保された段階でなければ着手できないものと考えております。したがって、現段階においては、今後予定されている他の中長期的事業と

の調整が必要となることから、まずは建設用地の確保について、極力財源の捻出の伴わない方向で模索している途上にありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の新市民体育館は県営体育館でという考えはないかのご質問ですが、現在県有の体育施設は陸上競技場や野球場など6施設があり、大規模大会の開催など県内における中核拠点施設としての役割を担っており、青森市の宮田地区にあります新青森県総合運動公園内のマエダアリーナは、県営体育館として建設され、平成15年1月から供用開始された施設となっております。

平成23年10月に策定された青森県スポーツ振興基盤整備計画では、本県スポーツ施設の中核拠点施設としての役割を担うことが期待される県有体育施設については、国体等大規模大会での利用を踏まえた使用により計画的かつ着実に整備する必要がある、また竣工から40年以上が経過し、老朽化が著しい陸上競技場、水泳場、野球場については今後着実な整備を推進していくことが求められるとしており、既存の老朽化等による施設の改築を優先する方針を示しておりますことから、さらなる県営としての体育館の建設は難しいものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、保健福祉行政についてのご質問の1点目、市民の平均寿命を延ばすため、健康診断に血管年齢測定器を活用し、健康増進を積極的に行う意思はないかについてお答えいたします。現在むつ市健康増進計画「第2次健康むつ21」を策定中ですが、市民一人一人が主体的に取り組む健康づくりと健康寿命の延伸を全体目標に掲げ、生涯を通じた健康づくりを推進していく中で、生活習慣病の予防や病気の重症化予防の取り組みは健康増進に向けての大きな柱となっております。

がんを含む脳血管疾患や心疾患及び糖尿病など

の生活習慣病は、むつ市の平均寿命にも大きな影響を与えており、基本的な対策としては、生活習慣の改善が何より大切ですが、二次予防対策として検診等による病気の早期発見、早期治療が大変重要となってまいります。これまで健診受診率の向上に向け、特定健診とがん検診との同日実施、また土日健診や夜間健診の実施、そしてがん検診における無料クーポンの配布など、多くの人が受診しやすいような環境整備に努めているところですが、なかなか受診率の向上につながってこない状況にあり、市民の皆様健康について関心を持ってもらう、また健康の大切さに気づいてもらう、そのようなアプローチが必要なのだと感じているところです。

佐賀議員ご提案の血管年齢測定器は、恐らく手の指1本で簡便に血管年齢を測定できる機種であろうと理解しております。測定器の精度という点では、高額な上位機種に比べると若干劣ると聞いておりますが、血管年齢測定を導入することで市民に興味を持ってもらうという点では一つの足がかりになるのではと部内でも協議してきた経緯がございます。測定器の機種にもよりますが、価格的に1台当たり数十万ほどかかるということ、また測定に当たっては保健師などが張りついて、測定後の保健指導につなげていく必要があること、あるいは設置台数は1台だけで足りるのかなど費用対効果の部分を含めて協議しているところであり、今後引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ノロウイルス対策についてのご質問ですが、このたびの緑町保育所調理員のノロウイルス感染に関しましては、保健所の指導を受け、保育所内の消毒や給食の制限を行い、感染防止に努めながら、保育を実施いたしましたところ、幸いなことに入所児童に感染することなく終息し、通常の保育に移行できたところでありますが、皆

様には多大なご不安とご心配をおかけしてしまいました。この場をおかりしておわび申し上げます。

まず最初のご質問、調理員のノロウイルスの検査は今後どのように行っていくかについてですが、保育所の調理従事者等の衛生管理に関しましては、厚生労働省で示している大規模食中毒対策等についての通知を参考に衛生管理の徹底を図ることとしており、対象となる調理従事者等については、定期的な健康診断及び月1回の検便で赤痢菌及び腸チフス菌等の腸内細菌検査を行っているものの、佐賀議員ご質問のノロウイルスの定期的な検査は実施しておりません。しかし、10月から3月にかけては、ノロウイルスの罹患者が特に増加することから、調理従事者には感染防止のため徹底した手洗いをを行い、健康な状態を保つように努めることと、日々の調理業務開始前の健康チェックをふだんにも増して実施しているほか、下痢や嘔吐などの症状がある場合は、責任者はただちに医療機関を受診させ、感染性疾患の有無を確認することとしております。

また、診察の結果、ノロウイルス等を原因とする感染症と診断された調理従事者等には、ノロウイルス等病因物質を保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控える等の対策を講じるとともに、発症した調理員と同一部署の調理従事者については速やかにノロウイルスの検査を実施し、検査の結果、ノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間は調理に直接従事することを控えさせるなどの対策を講じておりますが、このたびの緑町保育所調理従事者のノロウイルス感染を踏まえ、定期的なノロウイルス検査について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、人と接する機会の多い保健福祉部職員と保健師のノロウイルス検査はどのように行っていくのかについてお答えいたします。保健師を含め

た保健福祉部職員は、事業等の関係から市民と接する機会が多く、ノロウイルスやインフルエンザなどが流行する冬期間については、日ごろから手洗いなど予防対策を徹底し、体調管理に努めているところでございます。

議員ご指摘のノロウイルスの検査についてですが、現在のところ保健師を含めた保健福祉部職員の定期的な検査は実施しておりません。ノロウイルスは、感染してから発症するまでの潜伏期間が1日から2日と短期間であるものの、検査を受けても結果が出るまで数日かかるという状況、また検査結果が陽性であっても発症しない場合は、調理員と異なり予防策を行いながら、基本的には出勤可能であることを考え合わせますと、現実的には定期的な検査の意義は薄く、実施は難しいのではないかと考えております。

保健福祉部といたしましては、これまで同様、職員一人一人が予防対策を徹底し、規則正しい生活を心がけ、体調管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 答弁いただきました。まずノロウイルスの関連のほうからいきたいと思います。十分に今までの事例を踏まえて衛生管理に努めているということで、私はよしとしたいと思います。

ただ、職員のほうについては、先ほど市長もおっしゃったとおり、私もそのように思うのですが、自分でキャリアをしていますが、出るのがこれなかなか大変だと。ましてや自分には症状がないと。これは、ある意味防ぎようがないといえますか、何ともしがたいものがあるかと思えます。ただ、先ほど答弁の中でおっしゃったとおり、職員の皆さんには十分体調管理に努めていただいて、保健福祉部の方が老人や友人のところに行ってうつしてきたなんていうのはしゃれになりませんので、

十二分に管理をしていただきたいと思います。

それで、福祉行政の1番のほうなのですが、先ほど言った血管年齢のほうなのですが、広く皆さんに健康管理、診断を、また診察をしていただきたいということなのですが、確かにこの機械というのは安くはありません。がしかし、なかなか健康診断にかかわる方々というのはおっくうなわけで、わざわざというのは、これなかなかできないと思います。先ほどおっしゃったとおり、簡易な血管年齢の機械は楽しみながらできると。そして、私が思いますには、いろんな集会やイベント等に行って、数台やって、みんなではかっていただくと。今度は各町内を回ったりなんかして、老人の方々が集まってやるという効果もあろうかと思えます。確かに金額的にはいささかかかるものでございますが、タブレット式のやつは25万円から、ちょっとした機械は50万円か60万円からというのが私の資料のもとにあるのですが、そういうことを踏まえ、定期的に回りながら、これを購入して検査を行っていくという意思はないか、再度お伺いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） さまざまな場所で、さまざまなイベントの際に、保健福祉部の保健師さん方が、その機材を持って、先ほど佐賀議員壇上で、からかいの、冷やかしながらというふうな、そういうふうなところのおもしろみを持った形で、ちょっとしたチェックをしてもらおう。例えば私も何回か経験したことあるのです。指先にちょっと針を刺して、血糖値のあれでしょうか。ああいうふうな形で、そしてほっとする、あるいはちょっとまずいな、そういうふうなところでの一つの健康診断、診査、受診をしてもらおう一つのきっかけになるというふうなところは、非常にこの部分はおもしろい装置ではないかなと、こういうふうには認識しております。しかしながら、先ほどちょっ

とお話、また佐賀議員もお話のように数十万円かかるというふうなこと、それを何台必要なのか、そしてどういうふうな形でというふうな、そういうふうなことはこれまでも内部的にも検討してまいりました。この部分は、今後も引き続き検討してまいりたいと、これ壇上からの答弁と変わりはありませんけれども、冷やかしのいうふうな表現を使わせていただきます、その言葉を受けて、冷やかしのしながら、私が受けたら、もう90歳の血管年齢だよと。今61歳ですけれども、45歳だと、こういうふうにされれば、また意気軒昂になってくるわけでございます。そういうふうな部分での非常におもしろみのあるツールとしては、これからもその部分でのその要素もひっくるめまして検討を重ねていきたいということにさせていただきたいと思えます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） ありがとうございます。そうですね、ちょっと冷やかしのいう表現が適切か不適切かは別として、まずは入り口として楽しみながらやっていると、そういうことが私は大事かと思っております。そうすることによって、自分のまず健康状態を知ると。この機械や血管年齢測定というのは、入り口の入り口であって、それが全てではありません。さっき言ったとおり、誤差も多少あるかと思えます。しかし、そうすることによって自分の健康状態の入り口を知ると、それがひいては寿命を延ばすことになり、なおかつ今度は保険も使わなくていい、医療費も安くなっていくという壮大に私は考えて質問したわけですが、引き続き検討をお願いしたいと思います。

それでは、本日の一番のメインでございますが、体育館の必要性についていきたいと思えます。まず、必要性については十二分に認識しているとのことでありますので、私も、また市民の大多数の

方がそのように思っております。

2番目の県営体育館でということなのですが、ご存じのとおり当市は寿命が短い。やはりそうなっていくということは、県もこれは考えなくてはいけないと思うのです。ああ、下北は、どうしても、これは不健康なのだのと、そういう体育施設をつくることによって少しでも寿命を延ばし、医療費を削減していくと、そういう気持ちになっていくならという考えがあります。健康という面についての第一には、これについて市長の答弁をお伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 短命県返上というふうなことで、今県民局もこぞってご自分たちの名刺、この部分についてはさまざまなアプローチの仕方、学校の先生方ですと、教育事務所関係の方々だと子供たちの健康をどうしようとか、肥満児何とかとか、そしてほかの他の機関においては野菜を食べましょうだとか、そういうふうな形での非常に健康に対する関心を呼び起こそうというふうな、そういうふうな取り組みが昨年からは始まりました。そしてまた、健康フォーラムというふうなことで、子供たちに意識を持ってもらおう、そして我々成人も、そして高齢者の方々も、そういうふうなことで、健康をしっかり自分たちでチェックして、チェックというのは先ほどの話になるかと思うのですけれども、チェックをして、塩分を控え目に、野菜をいっぱい食べて、そういうふうな形で取り組もうというふうな機運が非常に出てまいりました。そしてまた、県内でも短命県の中でも非常にその部分においては下位のほうにあると。率からすると、成績が悪いほうにあるというふうなことを私も認識をしておりますし、下北地域県民局からも常々こういうふうなことを言われております。

その部分で、健康をつくるというふうな場所、

そういうふうな形での新体育館、この建設は先ほど述べました、十二分に認識をしているという中に健康を維持する、健康をつくり上げる施設であるというふうなことも入っているわけでございます。その部分では、県としてこの短命県返上、そして非常に健康的な部分でのマイナスの多いこのむつ下北に、そういうふうな健康づくりの拠点となる体育館、これは私も必要なのではないかなと、こういうふうな思いをいたしております。しかしながら、壇上でお答えをいたしましたように、なかなか難しいものがあるというふうなのが現実的な問題であろうと思います。

県営のお話をいたしますと、このむつ下北、県営施設というのほとんどありません。そういうふうなところでの実はアプローチも、先般体育館の問題が出てから、私はアプローチをしたこともございます。しかしながら、いい返事は返ってこないというふうなところもございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） アプローチをしたというお話を今初めて聞いたのですが、大変いいことだと思います。

私は、今は健康の面という部分がありましたけれども、何か災害が起きたときに、きょうの新聞にもありましたが、人の大移動というのは大変だと思います。今新体育館というのは、体育館という名称は名称ですけれども、それは防災機能も、また待機機能も備えている。やはりどの場所においても、災害があったときやそういうときは、やはり一時体育館とかそういうところに避難をする、またそこである程度待機していると、そういうものが多いと思います。当然県としては原子力施設、また中間貯蔵施設を抱えているところは、そういうものも単にスポーツをする場というだけではなくて、そういう防災、または待機する避難場所としての考え方も必要かと思えます。私は思

います。多分知事は、第二のふるさとの下北ですから、ああ、本当はつくってやりたいのだと、でも1回でいいとしてはいけないかと、2回、3回市長と行って、議会が一緒に行って陳情すれば、そろそろ出そうかなと私は思っていると思います。そういう防災機能も兼ねた施設ということでの体育館という考え方はいかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 知事が本当につくってやりたいというふうなお話を、今佐賀議員がお話をいたしました。

（「想像です」の声あり）

○市長（宮下順一郎） 想像だと思いますけれども、そういうふうなお気持ちを持っていただければなと私は思います。

そしてまた、防災とスポーツ、そういうふうなところの組み合わせ、補助制度がどういうふうな形になっているかというふうなところは内部的に検討を今進めておるところでございますけれども、スポーツ施設に防災機能を持たせて、そうすると両方の補助制度が使えるのかどうか、ではまだ建て得る場所はどこなのか、そういうふうなところも先ほど壇上でお話をいたしましたように、まず建設用地の確保、この部分、そこには財源の捻出が伴わないような手法がないのかと、そういうふうなところで、現在模索をしているというふうなところでございます。ぜひ知事もそういうふうなお気持ち、想像、佐賀議員の想像でありますけれども、私は想像以上に、知事がそういうふうなお気持ちを持ってもらうことを期待を申し上げたいと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） それでは、市長、どうでしょう。正式に、例えば考え方というのは、むつ市にそういう防災機能とかいろんなスポーツ、また公式な大会ができるものをつくるといときは、む

つ市に県営をつくるということは、すなわち下北にあるという考え方ですよね。そうしますと、市長のみならず、佐井村の首長さん、大間町の首長さん等々期成同盟会というのがあると思いますので、そこら辺のアプローチというのは市長はどのように考えておりますでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 県営でつくるとなると、これは今県内10市、この部分で、市で県営でやるかどうかというふうなことになろうと思います。ただ、このむつ市の場合はそういう意味では下北半島の中核都市であり、施設としては非常に規模もそれなりのものをつくっていかなければならないのではないかなと想像しております。そうしますと、さまざまな利用というふうなことが市以外の部分、町村の部分でもご利用していただくというふうなことになることもあろうかと思えます。そういうふうなところから考えますと、可能性はなきにしもあらず。しかしながら、これが期成同盟会ということになるわけでございますけれども、この部分ではまだ机上にのっかっておりません。我々としては、いかに財源を確保するのか、用地をどうするのか、その用地についても財源の捻出をしなくてもいいような方法がないのかどうか、そういうふうなところを今模索をしている段階でございますので、ただいまのご提言等を受けながら、その模索の中に1つずつ加味して検討を深めていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） ありがとうございます。ぜひとも前向きに検討していただきたいですし、必要とあらば、みんなに呼びかけて、市長と議会と一緒にお願いしても私はいいいと思います。ぜひともそういう方向でお願いしたいと思えます。

余り例え話というのは好きではないのですが、例えば市長、篤志家の方がいらっしゃって、もし

くは篤志家の企業が、大企業がいて、体育館を建ててあげましょうかと、むつ市のためにと、下北のためにとという方がいらっしゃったら、市長はどのような対応をとりますでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） そういうふうな方がおいででしたら、素直にお受けしたいと、こういうふうに思っております。期待はしておりませんが、そういうふうな事態が起きたら、そのような形で、当然議会に報告をし、さまざまな検討を深めていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） ありがとうございます。

もう一つだけ、例えばそれが……ではやめましょう。るる市長から伺いました、前向きな姿勢ありがとうございます。私は、やはり財源のない場所、そしてこの下北という土地柄、先ほど言った下北、このむつという場所が、いささか半島でも離島みたいな感覚の半島かと思っております。当然私はそういう施設、防災面からしても震災の面からしても、あるべきだと考えているほうです。ぜひとも前向きにやっていただきたいですし、また質問させていただきます。市長が日本酒を飲んで寝るときに、天井を見ながら、よし、行くかという気持ち、そして知事が寝る前に、ああ、こういう話が出たなと。多分きょうの発言は、新聞に載って、あした知事が朝一番で見るはずです。ああ、そうかと、むつで欲しがっているのかと、考えなくてはいけないなという発奮剤になったときに、あしたの夜、三村知事が寝るときに、そうかと考える日があると思いますので、ぜひともお願いしたいと思ひまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで佐賀英生議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月11日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、明3月11日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、3月12日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 1時37分 散会